貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和８年9月)

9月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	遠山国際観光株式会社 （法人番号５４３０００１０９１２４７） 代表者張景山	北海道札幌市手稲区前田２条１０丁目８番７号	札幌営業所	北海道札幌市手稲区前田２条１０丁目８－７	R8.09.30	処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他４件	令和８年７月２７日、新規許可等を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（２）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（３）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項）	４	４
	以下余白									